

広島県教育委員会規則第七号

広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則

(広島県教育委員会公舎管理規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会公舎管理規則(昭和三十九年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「五百円」を「千円」に改める。

附則に次の二項を加える。

4 当分の間、第九条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

5 前項の規定の適用がある場合における延滞料の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会公有財産管理規則(昭和四十年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「五百円」を「千円」に改める。

附則に次の二項を加える。

3 当分の間、第四十二条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

4 前項の規定の適用がある場合における延滞料の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

1 この教育委員会規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の広島県教育委員会公舎管理規則（以下「新公舎管理規則」という。）第九条第二項及び第二条の規定による改正後の広島県教育委員会公有財産管理規則（以下「新公有財産管理規則」という。）第四十二条第一項の規定は、平成二十六年一月一日以後に納入の通知をした延滞料について適用し、同日前に納入の通知をした延滞料については、なお従前の例による。
- 3 新公舎管理規則附則第四項及び第五項並びに新公有財産管理規則附則第三項及び第四項の規定は、平成二十六年一月一日以後の期間に対応する延滞料について適用し、同日前の期間に対応する延滞料については、なお従前の例による。